

東近江行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第12号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号
令和2年3月12日 条例第1号
令和3年12月28日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、消防職員にあつては、別記第1号様式による宣誓書に、消防職員以外の職員にあつては、別記第2号様式による宣誓書に署名し任命権者に提出しなければ、その職務を行つてはならない。

(令3条例2・一部改正)

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(令2条例1・1項追加)

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか職員のサービスの宣誓について必要な事項は任命権者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

第1号様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防服務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名

(令3条例2・一部改正)

第2号様式

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

(令3条例2・一部改正)